

第2章

問題ある消防幹部

1 問われる消防長の姿勢

消防が市町村の重要な仕事として、警察から制度上も完全に分かれ、「自治体消防制度」＝市町村消防制度として出発してからすでに35年を迎えています。国や府県ではなく市町村が責任をもつ仕事というこの制度は、行政のしくみとしても、住民の感覚からも基本的に定着してきているといえます。しかし、東京・大阪などの大都市の消防の場合は組織・人事・財政面である程度、整備され確立されたとはいえ、他の大部分の市町村の消防では、前にも触れたような財政面や、人事面・組織面でも、大きな問題点をもっているところが多いのです。そして、その消防がもっている問題点を改善し、消防行政をほんとうに近代化し、住民の生活の安全を保障するのに応わしい行政にしていくには、直接にその市町村の消防行政の最高の責任者である消防（局）長がどのような消防行政に対する姿勢をもつか、に大きくかかっています。

消防長は、法的には市町村長から任命され、消防事務のすべてを統括し、消防職員の人事権をもち指揮監督することになっています。そして、消防行政の方針・基準・手続・計画などを職員に命令し、住民に対する規制にまで及ぶ権限があたえられています。消防長は、このように重要な役職ですから、常勤の職員があたりなければならないと定められていることもとうぜんです。消防長は、常勤の市町村職員ですから他の消防職員とともに地方公務員の適用下にあることも、またとうぜんです。消防長が、その市町村の首長や助役が兼務していたり、消防団長が兼務していたりするケースも以前は大変多かったので、1969年に自治省消防庁は、「職務の性格と重要性にかんがみ、すみやかに専任者を任命する必要がある」という指示を出しました。その後、消防長の非専任というケースは減ってはきていますが、完全になくなっておりません。人口6万人のG市では、国の国土庁からの天下りでG市に赴任してきたばかりの助役が消防長を現在でも兼務をしており、その助役は消防行政にとって必要な専門的な知識、経験やG市の環境についての掌握を最低限度はもっていなければ、G市の消防長として十分な力は発揮できないでしょうから、その助役が消防長に応わしいとはいえないのではないのでしょうか。誰かを消防長に据えなければならないから、助役を兼務で消防長に据えて形式を整えたといわれても仕方ありません。各市町村や一部事務組合の消防長に、適任者を得るのがなかなか難しい事情もあって、このようなケースを生むのでしょうか、市町村長などの行政全体に責任を担っている人たちに、「消防行政が市町村行政の重要な一つの柱だ」という認識が薄く、消防長職を軽視する傾向が、このようなケースを生んでいるもっとも大きな原因といえるでしょう。

専任の消防長が任命されたとしても、その消防長がその任に応しい能力をもっているかどうか、もともと疑わしいという場合も少なくありません。自治省消防庁は、「消防行政関係に一定期間従事した経験」「市町村行政の部課長を4年以上経験」「国・都道府県の管理職を6年以上経験」のいずれかを満しているものを消防長の資格と定めています。しかし、この資格を形式的にもっていれば実質もともな

うかといえばそうは行きません。消防団の名誉職的な役をしていた人が、市長選の論功行賞的に消防長に任命され、行政経験が皆無ということもあって消防行政が大混乱というT市の事例もあります。市役所の部課長の中では、消防長に任命されることが「閑職への異動」「左遷」と受けとられる（N市）ところや、退職間際の「名誉職」とされている（D市）事例もあるぐらいです。

また、消防長人事で問題があるのは、警察からの消防への天下りです。ある県では、いまだに、各市町村や事務組合の消防長が警察署長「上り」で占められています。警察と消防の仕事は、ともに、制服制帽で階級章を着用し、住民や地域を対象にする仕事であるとはいえ、その内容はまったく異なるわけです。警察は「法律を守らせる」こと自体に目的のある権力的な仕事であり、消防は「災害を防ぐ」ことを目的とする住民福祉的な仕事です。警察天下りの消防長には、例外もありますが総じて消防の仕事に精通しないまま、権力的に職員を抑さえつけるだけの人、住民に対する行政でも権力的にのみ対応しようとする人が多く（T市・D市・A地区）、「俺が法律だ」式のワンマン消防長をあとからあとからつくっています。市町村長の側から警察に対して消防長派遣を要望するのか、警察の方から警察署長の転出先として人間を市町村に押し付けるのかははっきりしませんが、いずれにしても、消防行政の軽視、「消防は警察の下部機構」という戦前の考え方と、市町村消防制度の意義、地方自治からみた消防の重要性に対する認識の無さが、警察→市町村消防という人事のルートがあたり前の地域を残しているのです。

消防長は、消防行政の責任とともに、消防内部の人事権をもっています。しかも法律で定められる階級制度のトップに立ち、消防行政の責任者としての指揮権限をもっているわけですから、一般市町村行政から消防行政が独立して存在し、その消防の中では「絶対者」という錯覚に消防長自身が陥りがちになるのです。その錯覚から憲法はおろか、地方自治法、地方公務員法（消防の団結禁止条項はほんの一部であって、平等取り扱いの原則や勤務条件法定主義など）や自治体行政財政についての制度や内容などを無視して、さらに近代の民主主義社会の常識を離れて「俺が法律だ」という消防長が多く存在しています。夜間に飲酒して消防署に戻り、当直職員に理不尽な命令を行い、それを職員が諫めると「職務命令に違反をした」として処分をしたり、公金を一部私的に費消したり、そのような理不尽な消防長の行いに対して、消防長自身に対する行政処分は皆無かきわめて軽いもので終わってしまう、というケースはかなり多くの消防本部で横行しています。一度、消防長の席に就くと退職まで消防長でいられ、74歳まで20年近くも消防長がそのままいた（O市）など、「自分は何でもできる。何をしても消防長職は辞めなくてもよい」とする錯覚を消防長にもたせる風習は、消防行政からなくして行かなくてはなりません。そうでなければ、消防行政の向上は望めません。

よく、消防長や消防幹部の口から「予算がとれない」「人員増の理解が市長部局からなかなか得られない」というグチが出ます。消防内部では権力者として君臨していても、消防の外の行政に対しては全く無力なのです。なかには、「自分は、消防労働組合の委員長のようなものだ」といって、消防行政に必要な予算、人員の確保のために、市長部局とかけ合ったり、県に働きかけたりして努力している消防長もいますが、これらの努力や働きかけをしないで内部を抑えることのみ消防長が残念ながら多いのです。国や県でなければ実現できないことも消防行政の中には多いのですが、それらのことは、市町村が力を合わせて地域住民のために遠慮なく要望し、国・県の善処を促す勇気が必要です。

全国の消防長で構成されている全国消防長会（全消会）という組織があります。この組織は、年2回集って、各地の消防長が意見や情報の交換・交流を行うことになっていますが、最近はともかく、以前は「サロン会」と蔭口が囁かれるほど、ただ集るだけで何もしていませんでした。この全消会の中に事業推進委員会が設置された1957年から25年間に、国に対して要望した事項は1,000件を越えるといわれています。国の担当者に、口頭で要望したものを加えると2,000件にもなるのでしょうか、実現したものとなるとあまり数が多いとはいえません。自治省消防庁をはじめとして国の方にも問題はありますが、この要望事項の中には、市町村の努力で国に要望するまでもなく、自らの努力で実現できるものまで含まれています。また、要望の出しっぱなしで「休眠」している事項もあり、何回も同じ要望を出すだけで、国に実現を強く働きかけない事項も多数あるはずです。安易な要望の乱発ではなく、必要な事項については国に実現をつよく迫る、また自らで解決する、などの消防長としての基本姿勢が必要なのです。

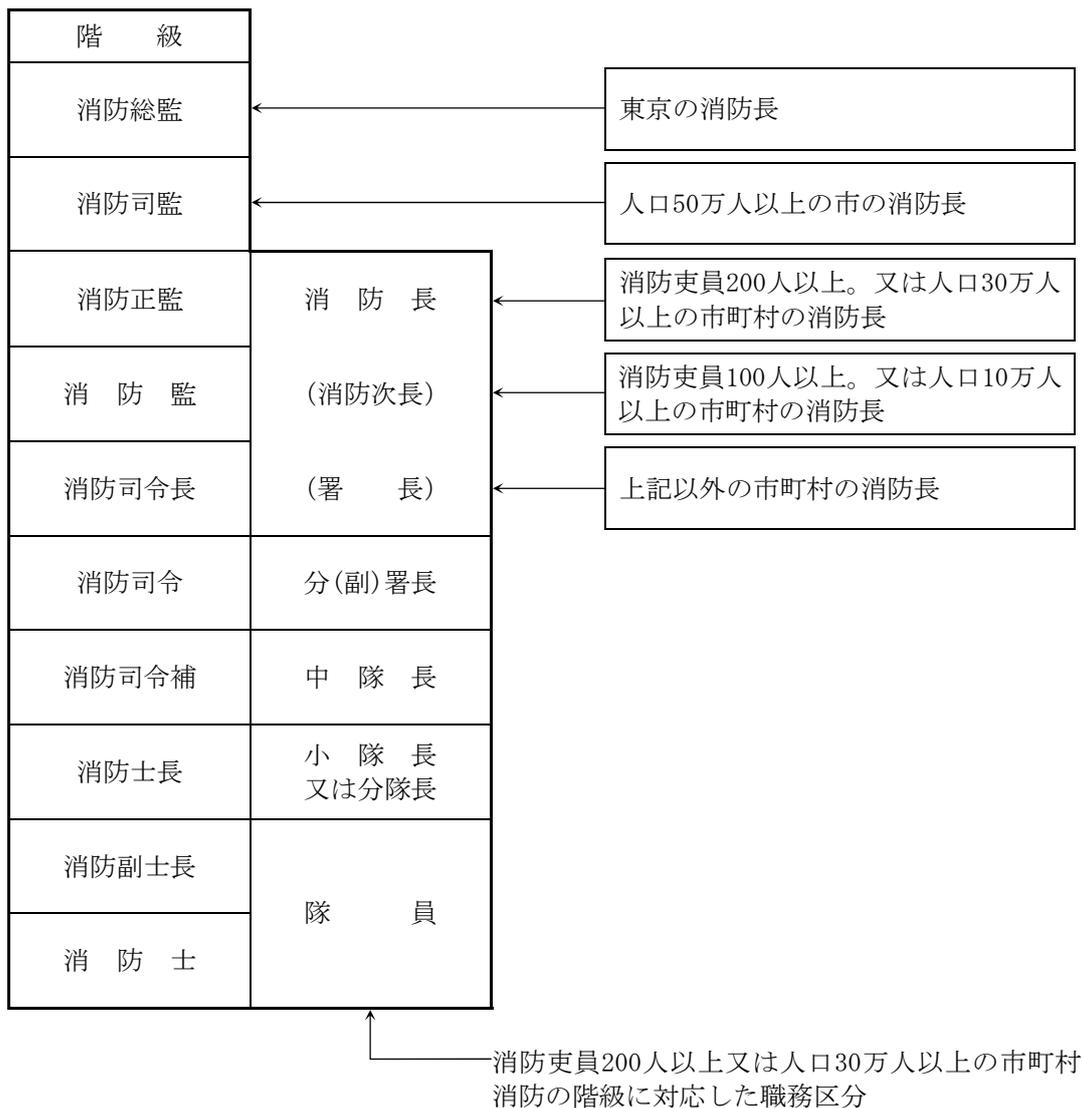
消防の三大要素として、人員、機械器具、水利（消火栓、防火水槽、河川、井戸、池など）などがあります。このうちの一つが欠けても消防力は発揮できません。この中で、不足が目立つのは、何といても第1章でも述べたように人員です。職員の数も、ポンプ車の数も、自治省消防庁の告示する「消防力の基準」にしたがって各市町村の基準数が明らかになっています。水利についても基準の規定があり、どこの消防本部でも基準による必要な施設設備数、車の種類と台数、そして人員は明らかになっていますが、人員についてはその充足率が、他の事項にくらべて圧倒的に低く、全国平均で50%程度です。個々の消防長なり全国消防長会が、共通して努力して解決するべきものの重要な一つは、これらの人員不足の解消ではないでしょうか。

消防長や消防幹部には、消防内部のみの「井の中の蛙」的な人が多く、そのようなところでは、市町村部局から消防がとり残され孤立していき、消防の古い体質がそのままに残されてしまっています。在職中の自分の安定のみを願って、市長や市長部局の総務、財政担当に対してまったく意見具申もせず、逆にその部分のいいなりになって、必要な消防改善の措置に手をつけないでいる消防長もいます。消防の将来のために、自らが高い指導性と見識をもち管理能力をたかめるべく研さんを行わない消防長も数多く見受けられます。「行政能力に欠ける」「視野がせまい」という消防長も多いのです。団結権問題ではありませんが、「消防は警察の一機構」というような考え方が、自治省をはじめとして国の中に残っていたり、階級制度による上意下達の習慣の中で下の者は上の者に対して行政上のことであろうと、仕事上のことであろうと意見を述べることはできない、上の者の命令は日常生活にいたるまで絶対服従というような、旧軍隊の風習がいささかでも残っているかぎりには、市民の期待に応える消防組織がつかれないことはいうまでもないでしょう。近代民主主義社会に応しい市町村消防制度の本旨を踏まえ、行政上の需要に応えられているか、そのための行政組織は充分か、行政、人事管理に欠ける点はないか、職員の意見も十分に把握し、採り入れるべきものを採り入れているか、など常に反省と自己改善を行うことが消防長や消防幹部に求められていますし、消防職場の中からも明るい柔軟性と教養に富むすぐれた将来の幹部の人材を育ててゆくことも、求められています。と同時に、消防が市町村行政の重要な柱であることを踏まえ、消防行政関係者、市町村行政関係者の認識を改め、消防の業務を熟知し行政能力をもった消防長の人材の養成を、市長部局と消防との一方的ではない相互の人事交流や行政上の意見交換、市民のための共同業務の遂行などを通じて行っていくことも必要です。

2 横行する情実人事

消防には、階級制度があり、消防総監、消防司監、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防士（消防副士長と消防士）に区分されています。消防総監の位は、東京消防庁にしかなく、それぞれの消防本部（局）の規模によって、消防長（局長）の階級が決まります。そして消防の制服には、階級が一見してはっきりするように、胸に階級章（ワッペン）を腕には金色・銀色・白色と階級によって異なる太線が付いています。エライ人（階級の上位）ほど金色一色でピカピカしています。消防の世界では、不思議なことに、金色の服を着用すると、人間の性格まで上下関係を歴然とさせるように変化をしてしまうのです。昔の軍隊のように「ホシの数が物をいう」消防職場では、階級の下の者の意見や判断が正しくても、上の者の意見や判断の方が絶対的な力を持つのです。実際の消防行政、消防業務にこのような階級制度が必要であるかどうかは大いに疑問のあるところです。1級建築士、2級建築士のような全国共通の客観的基準による資格制度でもありません。各市町村ごとに、市町

<消防の階級>



村行政に従事する消防職員に、その内部において不必要な上下関係を強制的につくらせる制度といっても過言ではありません。人口の大きな消防本部（局）の消防（局）長と人口の少ない消防本部の消防長とが、本人の能力、仕事の困難度など度外視して階級がはじめから違っている、という制度は、市町村消防の本旨からも外れていることです。消防本部のトップの人の階級は必然的に一般消防職員にいたるまでの階級の限度を決めてしまいます。全国一律の階級基準によって消防本部毎の格差をつけることにもつながっているのです。ある市の消防長は公式の行事に出席する以外は制服着用をせず日常は平服で業務していますが、このような人は例外で、「階級制度がなければ指揮命令ができなくなり、ピラミッド型の組織体制が崩れてしまう。階級制度はぜったいに必要だ」という消防長がほとんどです。しかし、階級がなくても消防機能に何の支障もないことは現場の消防職員が一番よく判っています。〇〇係、〇〇主任、〇〇係長、という責任担当職があれば充分です。現場では、ポンプ車が1台に4～5名の乗車人員の中で責任者を中隊長、小隊長、放水長、隊員、機関員と呼称し、仕事を基本的に分担しています。救急車も3名乗車の中で、救急隊長、隊員、機関員（隊員）となっていて、チームワークをとりながら、りっぱに機能をはたしており、階級制度などは仕事の面から姿を消してしまいます。

階級が上になるためには、消防本部によって違いがありますが、昇任試験に合格しなければなりません。階級が上にならなければ、エラクなれませんし、消防内部での発言力、自分の言いなりになる人間の数が増えません。と同時に、給料表の適用等級が上位にならないために、給料額が低位のままにおかれてしまいます。人事権を行使できる位置に近づくか、行使されるままの位置にいるかの違いになってくるのです。昇任しなければ、消防の中では「一生、ウダツが上がらない」ことになるのです。士長昇任試験、司令補昇任試験のあるところが一般的で、試験を受けるには、消防士経験3～5年位、士長経験3～5年位となっています。消防本部内部のみで試験を行うところ、県人事委員会や県消防学校に試験を委嘱するところなどありますし、筆記試験のみのところ、人物考査・内申評価を含めるところなど試験内容も種々あります。ところが、この昇任試験がクセモノです。消防内部で情実人事が横行する最大の要因となっているのがこの昇任試験制度です。ペーパーテストの成績と現場での実践活動能力とはかならずしも一致しないことはいうまでもありません。また、試験の採点基準もはっきりしていないところが多いのです。さらに、人物考査・内申評価となれば、客観的基準は試験の実施者（消防長や当局幹部）にとって、いくらでも都合よく決められます。

ある市の消防署で古参の消防士が家族のすすめや子供のために、それまで階級制度に疑問をもっていたために受験しなかったのですが、ようやく士長試験を受けることになりました。彼は、人の面倒見がよく、若い職員の相談相手となり物事を解決し、みんなからは「兄貴」としたわれていました。結果は、不合格でした。筆記試験については、基準以上の80点は下らない成績であった、という自信をもっていましたが、彼の実力からはその自信について周囲がうなづけるものがありました。彼は、日頃から幹部に対して、仕事の改善に対しても人事管理のでたらめさについても、ずばり意見を言ってきたことが、当局幹部の勘にさわっていた、それで評価が下げられた結果不合格となった、としか考えようがありません。事実、2年位後に、ある幹部が酒席で友人に「県消防学校の担当官に消防長が自分で電話をして彼を不合格にさせるよう働きかけた」ということをそっと洩らしたのです。

試験発表前には「今年は合格者がいない」と幹部がいていたが、協議会を脱会した者が結果として

1名だけ合格発表になった（M市）。日頃の勤務もでたらめで、人格的にとても部下を率いていけないような人が、上司へのゴマスリの効果からか昇任した（K市）。試験基準が試験のたびに変わり、ある年は試験なしでの昇任が行われた（U市）。試験を行う前に試験問題が特定の人物に知らされていた（A市）。当局の気に入らない人物については、職場での評価を悪くしようという雰囲気をつくり上げ、試験の際の内申の成績を悪くする下工作を行う（L市）。幹部が事前に「誰と誰は不合格だ」と公言し、そのとおりになる（P市）——など昇任試験制度の実態についての事例報告も数多くあります。

昇任試験による差別、情実人事の前段には、人事異動があります。消防本部、消防署の他に、分署または支所を設置して市町村全域をいくつかに分け、火災、救急事故に早く対応できるようにしてあります。消防本部は主に、事務的な仕事にたずさわる職員がおり、総務課（人事担当、庶務担当など）、予防課（予防行政、建築、査察、火災原因、危険物、水利担当など）などが置かれています。消防本署、分署は主に、火災、救急出動に際し早く出動できるよう日頃から訓練を行い、建物や車両、消防水利の保守点検などを主な仕事としています。日勤者が中心となる本部には、当局の眼鏡にかなった人物、分署、支所やもっとも不便でへんぴな出張所には、気に入らない人を異動させる、という人事異動は日常茶飯事です。昇任試験に際しても、本部や本署勤務者が有利になる傾向があることはもちろんです。昇任試験、人事異動による差別、情実人事は、消防内部にきわめて陰湿な派閥、人間をつくり上げます。これまで消防職員の採用は縁故による場合が多く、幹部の親戚筋、地元ボスの系列などの職員が集まり易く、消防長派の幹部はなんらかの形で地元有力者の関係者で占められているケースがきわめて多くあります。どの派閥にも属さない職員は有形、無形にかかわらず泣かされます。派閥による情実人事が横行する中では、その中に人っているためには、あるいは入り込むためには、黒い物も「白」といわなければならない、行政面でも事なかれ主義と、職員の勤労意欲のそう失という状態が蔓延します。

「今度の昇任には君を推薦したい。オレが消防長に話してやる。魚心あれば水心だ」と贈物の催促めいたことを昇任時期が近づくと幹部がいつてくる（Q市）。「オレににらまれると君は一生平職員で終わってしまうぞ」と広言する幹部（T市）。誕生日や結婚記念日などに職員を何人か招き、贈物を競わせたり、酒席で人事異動のことを話題にして「△△は今度係長にする」「○○は試験を受けても受からない」などと、これ見よがしに自慢をする幹部（Z地区消防）。気に入らない職員を交通事情の悪い分署へ異動させたが、その職員は自動車の運転免許をもたないため、通勤にひじょうに苦勞することになった（U市）。上司のひどい勤務態度にがまんできず、そのことをその上司に直言したら、次の異動では45kmも本署から離れた分署にとばされ、自宅から勤務地まで、本署をふくめていくつもの分署を通って行くことになった（Y市）。係長クラスが派閥をつくり派閥の都合のよい運営が行われる（T市）。人事異動が間近になると贈答品の競争になり、それによって人事が左右されるため、その出費に悩まされる（S消防）。贈物では、テレビや洗濯機などでは間に合わず自動車まで贈物にした職員があり、その職員は現在、幹部職員となって一般職員をいじめている（V市）。出世街道を歩む若い幹部が、彼の親戚の経営する建設会社から器材をもちこみ、職場で部下にいろいろなものをつくらせ、土、日曜日などは夕方おそくまで作業させ、あたかも自分がつくったように上司に進呈する（H市）。

このようになると、消防長をはじめ幹部が、公私の区別がつかなくなって腐敗してくることだって生じています。また、条例や規則があっても幹部と一般職員とのとり扱いがまったく違っていたり、職員

に対する服務規定が勝手につくられたり、地方公務員法などはまったく活かされていない職場も存在してきます。地方公務員法の平等取扱いの原則（第13条）、情実や差別による獵官人事（スポイル・システム）を排した任用の根本基準（第15条）はどこかへ消えて行ってしまっています。トップにごく近い幹部が公金横領に似た事件を起こしており、新聞などでも報道されたが、その幹部は何らの処分も受けない。もし一般職員であったら免職処分のものであろう（F市）。G職員を対象にした団体保険事務の手数料を、総務課の一部職員のみで年1回の旅行に費消しており、その銀行口座もなければ領収証もなく、幹部処分ももちろんない（K市）。互助会の費用で職員用のテレビを買ったが、購入先は幹部の親戚の店、購入価格がどうみても市価の3倍であるが、担当者から職員に対する会計報告はなし（S市）。消防長や幹部の出張の時は、旅費前渡しでグリーン料金、平職員の場合は同じ場所でも旅費後渡しで普通料金、ちなみに規則では同一の取り扱いとなっている（G市）。署長の独断で、祭りや特定団体の親睦会などに参加する職員の旅費や時間外手当の支給は、幹部のお気に入りの職員かどうかを基準（U市）。飲酒席に出席のため、当務職員に公用車を運転させ、夜中12時過ぎてから「おれを迎えに来い」と電話がかかり、10kmある料亭まで迎えに来させた消防長（I市）。夜間に酩酊して店の女性とともに消防署へ戻り、勤務中の職員に暴言を吐いた（A市）——など、公私混同や不平等な取扱いの具体的事例は多く報告されています。これらの不正、不公平な事に対して、それをただそうとしても、不当な人事異動や職場でのいやがらせ、はては昇任試験不合格というような処置がまっぴり、場合によってはきわめて小さいミスをとらえられて処分という仕返しをされかねないわけですから、状況は改善されにくいのです。

3 無視される職員の人権

消防本部には、「消防職員は仕事の性格からいって一般地方公務員よりも規律正しくなければいけない」という理由で、特別の服務規定を定めているところがあります。一昨年マスコミで報道された横浜市消防局の、「長髪禁止、通勤時の背広・ネクタイ着用」などの職員向け通達もその一つといえます。また、服務規程があるなしにかかわらず、職員の小さなミスも不当に大きくとりあげられ、嚴重な処分が課せられることがあるのです。若い職員が非番の日に友人と飲酒して酩酊し、自宅と間違っ隣家（団地であったため）へ入り、隣人に迷惑をかけたことを理由に免職処分（行政処分では最高刑にあたる）されました（D市）。この事例は、本人からの事情聴取や釈明の機会も与えられず、情状酌量の余地も考慮されないまま、当局が一方的に処分を行ったものです。ほんのちょっとしたミスで一生を棒に振るところでしたが、幸い市の公平委員会に不服申立てを行い、停職処分に「減刑」されました。公平委員会に不服申立ての方法を知らなかったり、その手段のとり方が分からなかったらそのまま免職されていたでしょう。公平委員会に申立てを行わずに、ちょっとしたミスによる免職で、ミスを反省して消防職員として立派に再起する機会も与えられないまま、一生を棒に振った消防職員も少なくないのではないのでしょうか。

「市の一般職員に4週5休制を実施するので消防も同様の実施について検討を始めたかどうか」と市長部局の総務担当が消防の担当者に相談をもちかけたところ「消防には不要だ」と断った（T市）こと

とか、職員の給料の改善について市当局の方から消防にも同様の措置をとろうと申し出たら、消防の方から「職員を甘やかすことになる」として断った（C市）など、消防当局の幹部が職員の処遇改善を「悪」と考える風潮も一部にはあるのです。消防職員も、憲法や労働基準法、地方公務員法に定められた権利があり、近代社会の一市民であり、一公務員であり、一勤労者なのだ、というとうぜんの事をまったく理解しないで、「火消し人夫」「運び屋人足」ぐらいにしか職員を見ない、そんな傾向が消防内部に奥深く残っており、その傾向の上に乗っかっている幹部も多いのです。

消防職員が公務中であろうと、私生活上であろうと、交通事故を起こさないように注意しなければならないことはとうぜんです。しかし、人間ですからミスもすることだって皆無とはいえません。職員の起こした交通事故についてきわめて厳しい行政処分を盛った服務規程を一方的に決めようとしたA消防本部では、職員の反対と幹部職員の再協議によって、その案をひっ込みました。それによると、私生活で起こしたスピード違反や駐車違反についても、上司に報告をしなければならず、その違反事故でも減俸処分の対象となり、もし報告をしないで後で判かったら処分が加重されることになっていました。また、別の消防本部では、「勤務中であろうと非番であろうとを問わず上司、同僚にあつたら丁重にあいさつすること」「消防に関する意見を他に発表する場合には上司の許可を受けること」など、職員の人格や人権をまったく認めない服務規程をもっているところもあります。E市では、服務規程の改悪を署長と他の幹部でこっそり決め、職員にそれを十分説明もせず書類も㊟扱いにしたまま、職員に幹部職員が一方的に服務規程をタテにシバリをかけている事例もあります。職員の方は全体の服務規程を知らされることなく「処分する」と脅されてただ上司の命令に従うだけです。職員に対する秘密主義は、まだまだあります。職員の安全衛生対策や、国や県の消防予算書が掲載されている全国消防会報（新聞）などは、職員の目に触れないように隠してしまう（S市、K消防）など、あきれるほどの風習もあるのです。職員を無知・無能にし、人格を否定して、ロボットのように、自分に都合よくコントロールできる存在にしておくことが狙いの消防長、消防幹部が多く存在しているのです。

年次有給休暇（年休）の日数などについては、同じ市町村の他の職員と同等であるのがとうぜんなのですが、消防職員の場合、なかなか希望どおりにはとれません。慢性的な人員不足から勤務ローテーションがギリギリに組まれているとともに、幹部の年休制度についての無理解がそれに輪をかけます。現在でも多くの職場に、年休の届出制ではなく、許可制、承認制が残っています。そして年休の請求に対して、請求の理由や請求者の地位によって恣意的に不許可にしたり、特別の理由がないのに一方的に期日を変更させたりしています。年休のみでなく、特別休暇の取り扱いや病気や休暇などについても、不合理なやり方も報告されています。友人の結婚式出席のために年休を申請したところ「証拠として案内状をみせろ」と言われ、それを示すまで許可を与えられなかった（T消防）。自宅の棟上げ式で年休申請したら「棟上げは大工がするのだから、君には休暇は要らない」とさんざん嫌味を言われた（K消防）。父親のガン手術のための申請に対して「手術日を公休日まで延ばせ」と言われ、年休が許可されなかった（N市）。私的旅行のため申請をしたら、旅行計画書の提出を求められたり、旅行目的を明らかにしろと言われたり、宿泊地、連絡先を報告させられたりしてやっと許可になる（W市、B市、O消防など）。署長が職員一同を集め「年休、病休をとるものは不良公務員である。年休はとらなければとらなくてもすむものだ」と高圧的な言動で訓示をして年休、病休をとりにくくさせた（M市）———

など、幹部の年休制度についてのまったくの無理解と職員の人権を無視する事態が横行しています。親類の不幸で特別休暇を申請したら、条例の規程で1日休暇が認められているのに「君が行って何の役に立つ」と言われて認められなかった（K市）。結婚式と災害での家屋全壊（本人は危険を予知しながら災害出動していた）の事後処理のため、それぞれ特別休暇を申請したら、特別休暇が認められず、年休で処理するように命令された（T消防）。勤務時間に関する規程を一方的に改めてしまい、職員がそれにとまなう祝祭日、年休、勤務時間等の取り扱いについて、これまでとの違いや不明確な事項について説明を求めたところ、消防長の命令をうけている総務課長は「俺が作った規程で消防長の決裁も受けている。お前たちに説明する必要はない、黙ってしたがえ」とどなって行ってしまった（N市）——など、ひどい実態はきりがありません。

消防職場の公務災害の発生率は、自治体職場の中では、清掃職場についてきわ立って高い職場であることは後で述べられますが、統計に出ている公務災害発生件数より実際はもっと多いのではないかと考えられます。それは、実際に公務中の災害や事故が起こっても、報告されない事例が数多くあるからです。「ケガと弁当は自分で持て」という考えが消防幹部の中に根強く、また、事故の発生は自分たちの恥になる（実際にも恥ですが）ので公にしない、安全管理責任から逃れるためにも、なるべく公務災害にしないようにする意図が幹部に働いているのです。公務中の事故については、公務災害と認定され、公務災害補償基金からの補償を受けるためには、当局は県の地方公務員災害補償基金支部審査会に、必要な書類を添えた申請書の提出が必要になっています。その手続きがめんどうだ、ということもあってか、担当者の判断で公務認定の手続きをせずに、私病扱いにして本人を休ませてしまい、治療費も自分持ちにさせてしまうこともある（F市）のです。軽ければまだよいのですが、後遺症があったり、一命にかかわったりするようなことがあったらどう担当者は責任をとるのでしょうか。「気がたんでいるから事故をおこすのだ」と言って消防当局の安全配慮義務を棚上げにする幹部（D市）もいるのです。仕事上の事故で負傷した同僚を搬送した救急隊員に対して、証拠書類をすべて捨てるように指示した幹部（N消防）や、訓練中の事故を警察や新聞社にひた隠しに隠すことに全力をあげるよう指示する幹部（T消防）など、職員の生命の安全や健康よりも、自分の責任逃れや「名誉」の方が気になる幹部が多いのは、きわめて問題です。

4 行政責任の自覚を

全国消防長会主催の職員の意見発表会が毎年行われています。意見発表会といっても、弁論大会のようなもので、これに参加できる職員は限られてしまいます。というのは、参加希望者は、それぞれの消防本部によって、方法の違いはあっても、あらかじめ意見発表の内容について当局に提出させ、当局が出場者を決定し、消防長や消防長会の意に反するような意見は出ないような仕組みになっています。たとえそのようなものが予選に出られたとしても、全国の場には登場しないでしょう。あらかじめ当局に提出した内容と、実際に発表した内容が違えば懲罰委員会に付す、と当局に脅かされ、行政改善の意見を発表することができない（D消防）、当局から意見発表内容を指定された（S消防）こともありました。仮に行政改善の意見発表が出来たとしても、そのことが実際の行政改善につながるかどうかといえ

ばおそらく無理でしょうが、下からの意見についてはまったく採り入れない、という体質のあらわれといえるでしょう。

職場の中では、幹部会や職場懇談会が定期的に行われるところが多いのですが、形式的に行われるというだけで、問題を深くついで込んで討議し、よりよい結論を出すものとはほど遠いのが実態です。消防長なり、次長・署長なり、総務課長なりが上意下達的に通達・訓示的な話をし、それをみんなは黙って聞いているか、歯切れの悪い質問をするか、そうでなければ、タイコもち的発言をするか、で終始します。ずばり直言的な意見を述べたとすれば、翌日からその人は当局にいらまれ、人事昇任にも差し支えることになってしまうでしょう。どんなに優秀な計画案も、当局にいらまれている人が作成したものであれば、消防長・署長などの決裁を得られず、その案文は金庫の中に眠ったままで陽の目を見ません。管理職の異動が10年以上もなくマンネリ化している（H消防）、上司の命令伝達がはっきりしない（I市）、下からの意見はほとんど通らない（M市）、消防長や署長は「意見は段階を踏んで来い」というが、すべて途中でストップして上まで話が通らない（K市）、などと訴える声も多いのです。

幹部の消防行政に対する責任と自覚のなさも、上意下達の根強い習慣とともに問題です。守旧主義、形式主義の行政姿勢では、真の住民のための消防行政は確立されません。現場経験を踏んでいない幹部が、机上で消防作戦計画をたてたり、思いつきの指示を出したり、その計画や指示が有効ではないことがはっきりしていても、職員は従わなければなりません。幹部はもっと勉強して現場の声に耳を傾けてほしい（I消防、A市）ものです。その器材を使つての訓練計画も立てず、これからも人員不足で立てられないのに数百万円を出して救助訓練用の器材を購入してしまい遊ばせていることもあります（M市）。ある支所では人員不足のため、救急隊員がポンプ車の機関員を兼務しなければならず、機関員としての訓練と該当地域の水利調査をしてポンプ車出動に備えたい、と幹部に救急隊員が申し出たところ「君は救急隊員で救急車以外には乗る必要がないから、訓練や調査も必要ない」と断られました（R市）。救急の受け入れ医療機関の整備は消防本部として行わなければならない責任があるのですが、医療機関の了承をとりつけることがなかなか難しいことから、その仕事を出先の分署の職員に任せっきりで、医療機関が決らない責任をその職員になすりつけています（U消防）。支所にいる救助隊員が、支所だけでいざという時の急場に間に合わせるべく訓練をするべきだ、と申し出たら、「火災は長時間燃えており広域的に救助隊員を召集すればよいから、現場に梯子車や救助隊員がすぐにはかけつけなくても大丈夫だ。だから支所だけの訓練は要らない」と幹部にいわれそのままになってしまった（O消防）。

ある市の消防局では、職員による提案、提起が真剣にとり上げられ討議され、機器材の改善や訓練の実施など、消防充実の実をあげています。その職員は目的をもって生き生きとしています。「うちの消防長は、必要なものは真剣に市当局とかけ合つて予算がつくように努力している」と語っています。消防幹部が消防に深く根をはっている古い体質から脱皮して、消防が住民に対してもっている行政責任を自覚し、そこに働く職員とともに行政の改善に向けて努力する姿勢こそ、今、求められています。